

# 指定介護老人福祉施設重要事項説明書

【特別養護老人ホーム嘉齢荘】

2022. 7. 1

当施設は介護保険の指定を受けています。  
大阪府指定 第2770101901号

当施設は契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上注意していただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定が「要介護3」以上の方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福生会 (ふくせいかい)
- (2) 法人所在地 大阪府堺市中区伏尾196番地
- (3) 電話番号 072-278-0205
- (4) 代表者氏名 理事長 柳川理恵
- (5) 設立年月日 昭和27年1月10日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設  
平成12年 4月 1日指定 大阪府第2770101901号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。  
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 嘉齢荘 (かれいそう)
- (4) 施設の所在地 大阪府堺市中区伏尾196番地
- (5) 電話番号 072-278-0205
- (6) 施設長氏名 乾 祐基

(7)当施設の運営方針 利用者のみなさんの自主性と人権を尊重し、温かな家庭的雰囲気の中で、安心して明るく心豊かな生活を営めるよう諸サービスの提供に努めることを基調とします。

利用者のみなさんそれぞれの心身の状況、有する能力に応じたきめ細かな介護サービスを提供するとともに、可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援します。

健康に配慮し栄養バランスのとれた食事の提供に努め、生きがいある生活を営めるようレクリエーション、行事、趣味活動を実施します。

利用者のみなさんの立場にたって、福祉の心で対応します。

(8)開設年月 昭和47年5月1日

(9)入所定員 90名

### 3. 居室等の概要

#### (1)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。(短期入所生活介護用居室も含む)入居される居室は原則として4人部屋です。

居室は、契約者の性別、心身の状況を考慮して決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	18	従来型個室
3人部屋	1	多床室
4人部屋	19	多床室
合計	38	
静養室	1	
食堂	3	
機能訓練室	1	主な設置機器：訓練用プラットフォーム、肋木平行棒
浴室	3	機械浴槽、入浴用リフト
医務室	1	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、契約者が特別に負担する必要はありません。

☆居室の変更：契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。ただし、併設の短期入所生活介護サービス（定員7名）に関わる職員を合算した配置数です。職員は両サービスについて兼務します。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(平成29年 4月1日 現在)

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1.0	1名
2. 介護職員	38.3	30名
3. 生活相談員	1.0	兼務可1名
4. 看護職員	5.0	3名
5. 機能訓練指導員	1.0	1名
6. 介護支援専門員	1.0	兼務可1名
7. 医師	嘱託4名	必要数
8. 管理栄養士	1.0	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	月火水木金 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:30～10:00 10名 日中：10:00～16:30 12名 夕方：16:30～19:00 10名 夜間：19:00～ 7:30 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 7:30～10:00 1名 10:00～16:30 2名 16:30～19:00 1名 19時以降はオンコール体制
4. 機能訓練指導員	週5日 8:00～19:00 のうち 9時間

☆土日は上記と異なります。

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</li> <li>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合</li> </ul> |
|---|

があります。

(1)当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 〈朝食〉 8：00～8：40 〈昼食〉 11：50～12：30  
〈夕食〉 18：00～18：40

③入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他の自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金>（契約書第5条参照）

別紙『サービス利用料金表』の通り、「要介護度に応じた施設サービス利用料金の自己負担額」、「居室に係る自己負担額」および「食事に係る自己負担額」の合計金額をお支払いいただきます。

料金は、ご契約者の要介護度、収入及び住民税課税状況等によって異なります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

## ＜サービスの概要と利用料金＞

### ①特別な食事（酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて、特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

### ②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービスを利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

[美容サービス]

月に1回、美容師の出張による美容サービスを利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

### ③貴重品の管理（無料）

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金、少額の現金。

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長が指名した職員。

○出納方法：当施設の預り金管理規定によります。

○利用料金：無料

### ④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

### ⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。（一枚につき 10円）

### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（購入額実費）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑦契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金として、「要介護度に応じた施設サービス利用料金（本来介護保険サービスから給付される金額も含めた全額）」、「居室に係る自己負担額」及び「食費に係る自己負担額」を当該日数分お支払いいただきます。

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合は要介護1に相当する料金をお支払いいただきます。

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までにお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。)

ア. 口座振替 (あらかじめ手続きしていただきましたご契約者等の 口座より指定日に引き落とします)
イ. 窓口での支払い

原則として、口座振替とします。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。)

① 協力医療機関

名称	嘉齢荘診療所	阪和第二泉北病院	阪和記念病院	阪和病院
所在地	堺市中区伏尾 196	堺市中区深井北町 3176	大阪市住吉区 荻田7-11-11	大阪市住吉区 南住吉3-3-7
診療科	内、整外、外 眼	内、整外、外、歯 神経内、眼	脳外、循環器 内、泌尿器	内、皮膚、リハビリ
電話	072-278-0205	072-277-1401	06-6696-5591	06-6692-1001

② 協力歯科医療機関

名称	もずデンタルクリニック	堺平成病院
所在地	堺市北区百舌鳥 赤畑町3-161-1	堺市中区深井沢町6-13
電話	072-254-1817	内、外、整形、泌尿器、脳神経、 皮膚 072-278-2461

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- |   |
|---|
| ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合<br>(ただし、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、平成22年3月31日までは適用されません。) |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合  |
| ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合  |
| ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合   |
| ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい)   |
| ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい)  |

(1)ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条）

以下の事項に該当する場合には、施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者がもしくは他の利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

→ご契約者が病院又は診療所に入院された場合の対応について（契約書第18条参照）  
当施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。  
ただし、入院期間中であっても、別紙「サービス利用料金表」の利用料金をご負担いただきます。

## ② 7日以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に優先的に入所できるよう努めます。ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

## ③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。契約を解除した場合であっても、退院された場合には、再び当施設に入所できるよう配慮します。ただし、自立および要支援の場合は、平成12年3月31日以前から入所しているご契約者でも再入所できません。

### (3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健福祉施設の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 身元引受人

ご契約にあたり、ご契約者に対して身元引受人を求めることがあります。ただし、社会通念上、ご契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められた場合は、その限りではありません。

身元引受人は、ご契約者に係る次の事項について事業者と協力して対処するものとします。

- ①ご契約者が病院又は診療所に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう事業者と協力すること。
- ②契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携してご契約者に適切な受け入れ先を確保すること。
- ③ご契約者が死亡した場合のご遺体及び遺留金・残置物の処理その他の必要な措置。

また、身元引受人を立てない場合、契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

（契約書第20条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められていない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

## 8. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

当事業所及び行政機関等の苦情・相談の受付窓口は下記のとおりです。

<b>【事業者の窓口】</b> 社会福祉法人 福生会 本部事務所	所在地 大阪府堺市中区伏尾196番地 電話番号 072(278)0205 ファックス番号 072(278)0525 受付時間 午前8時半～午後5時半 苦情解決責任者 施設長 乾 祐基
<b>【市の窓口】</b> 堺市役所 介護保険課	所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 電話番号 072(233)1101
堺市堺区役所 堺保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 電話番号 072(228)7477
堺市中区役所 中保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市中区深井沢町2470-7 電話番号 072(270)8195
堺市東区役所 東保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市東区日置荘原寺町195-1 電話番号 072(287)8112
堺市西区役所 西保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市西区鳳東町6-600 電話番号 072(275)1912
堺市南区役所 南保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市南区桃山台1-1-1 電話番号 072(290)1812
堺市北区役所 北保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市北区新金岡町5-1-4 電話番号 072(258)6771
堺市美原区役所 美原保健福祉総合センター 地域福祉課	所在地 大阪府堺市美原区黒山167-1 電話番号 072(363)9316
	受付時間 午前9時～午後5時15分
<b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号(中央大通FNビル) 電話番号 06(6949)5418

令和 年 月 日

前記内容について、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府堺市中区伏尾196番地
	法人名	社会福祉法人 福生会
	代表者名	理事長 柳川 理恵 印
	事業所名	特別養護老人ホーム 嘉齡荘
	説明者氏名	印

前記内容の説明を事業者から受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印
身元引受人	氏名	印

## <重要事項説明書付属文書>

【特別養護老人ホーム嘉齡荘】

### 1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建 2棟 2階建 1棟

(2) 建物の延床面積 3,847㎡

(3) 併設事業

当施設では次の事業を併設しています。

[短期入所生活介護] 平成12年1月31日指定 大阪府第2770101901号

[介護予防短期入所生活介護] 平成18年4月1日指定 大阪府第2770101901号

[訪問介護] 平成12年1月31日指定 大阪府第2770101919号

[介護予防訪問サービス] 平成18年4月1日指定 大阪府第2770101919号

[居宅介護支援事業] 平成11年8月23日指定 大阪府第2770100283号

[通所介護] 平成15年3月20日指定 大阪府第2770104764号

[介護予防通所サービス] 平成18年4月1日指定 大阪府第2770104764号

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

3名の利用者に対して、看護職員又は介護職員を1名の割合で配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

4名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼務します。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3名の嘱託医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービスの提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。  
(契約書第2条参照)

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③施設サービス計画は、6か月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。



④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付して、その内容を確認していただきます。



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、施設に預託された財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は契約者代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。  
（守秘義務）  
ただし、ご契約者の緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者又は契約者代理人の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、履き物、日常生活必需品（ハサミ、針等の危険物を除く）、移動補助具（車椅子、歩行器、杖）、床ずれ防止マット、寝具（毛布、夏布団、電気毛布、コタツ）その他施設が許可したもの

### (2) 面会

面会時間 9：00～17：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

※なお、来訪される場合、火器、刃物等危険物の持ち込みはご遠慮下さい。

また、食物については職員にご相談下さい。

### (3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

ただし、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

### (4) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 損害賠償について（契約書第10条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 7. 事故発生時の対応について

当施設において、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 8. 緊急時の対応について

入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び看護職員に連絡し、適切な処置を行い、必要に応じ協力医療機関等へ連絡、入院等の処置を講じます。また、家族にも連絡します。

## 9. 非常災害対策について

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

## 10. 身体的拘束等の原則禁止について

入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束検討委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 入所者又は家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

## 11. 虐待防止について

入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

また、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。